

10月の集団健診のご案内

10月の集団健診（検診車による健診）のお知らせです。

がんや心筋梗塞、脳梗塞などの生活習慣病は、症状の出ないうちに定期的に健診を受けることで、早期発見・早期治療につなげることが可能です！

日時 10月15日（日）

午前8時30分～10時30分受付

場所 ほぼほぼ「ひだまりホール」

健診内容 特定・後期高齢者健診、胃・大腸・子宮がん検診、乳がん検診（要予約！）、肝炎ウイルス検査

※乳がん検診のみ予約制（先着35人）です。受診を希望する人は、10月10日（火）までに保健センター福祉課（☎75-4101）まで申込みください。**定員になり次第、予約を締め切ります。**

【問合せ先】 保健センター福祉課

☎75-4101

すべての事業主の人へ 個人住民税は 特別徴収での支払いに！

平成30年度から原則として全ての事業主（給与支払者）を個人住民税の特別徴収義務者に指定します。特別徴収とは、事業主が毎月の給与から個人住民税を引き去り、従業員に代わり市町村へ納入する制度で、地方税法で義務づけられています。

※特別徴収を未実施の事業主に10月以降指定予告通知を送付します。

※既に特別徴収を実施している事業主についても、給与支払報告書の提出方法等について変更があります。

詳しくは県または役場税務住民課へ問合せください。

【問合せ先】 県庁税務課

☎0857-26-7161

役場税務住民課

☎75-4117

くらしの**情報**

インフルエンザ予防接種費用の 助成について

10月1日からインフルエンザ予防接種事業を開始します。助成の対象者及び助成額は、下記のとおりです。接種期間は10月1日～12月31日まで（原則）です。

※13歳未満のお子さんの接種に関しては、2回の接種が基本です。また、基礎疾患のある人・免疫がつきにくい人など医師の判断で2回の接種が必要となる場合があります。詳しくは、個別通知の内容を確認後、かかりつけ医に相談してください。

※個別通知は9月末を予定しています。

必ず満65歳になってから受けてください。

※予防接種を希望の際は必ず医療機関に予約してください。

※医療機関によって予防接種の開始時期が異なります。

対象者及び助成額

- ① 満65歳以上の人
- ② 満60歳以上64歳未満で一定の障がいがある人
- ③ 1歳以上13歳未満の児
- ④ 生活保護受給者

- (1) ①又は②で非課税世帯の人は助成額が3,870円で自己負担なし
- (2) ①又は②で課税世帯の人は助成額2,370円、自己負担額1,500円
- (3) ③の人は助成額が1回につき1,000円、自己負担額は各医療機関の接種費用額から1,000円をひいた額
- (4) ④の人は助成額3,870円で自己負担なし

【問合せ先】 保健センター福祉課

☎75-4101

新たな出会いをめざして ～えんトリー会員募集中～

鳥取県では、結婚を希望する男女の1対1のマッチングを行う「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」を開設しています。約1年半で、延べ248組のカップル成立、35組の成婚報告がありました。（平成29年8月末現在）

会員登録後、相手のプロフィール情報を閲覧検索し、お会いになりたい人へ引合せを申し込むことができます。相手の承諾により申し込みが成立した場合、えんトリー出会いサポーターが同席し二人をサポートしながら、1対1の引合せをします。

新たな出会いをめざして入会を！

登録条件 20歳以上の独身で、鳥取県に在住・勤務又は、移住を希望する人。

費用 入会登録料/10,000円（2年間有効）
引合せ時、1回につき1人2,000円（茶菓代等）

【問合せ先】 えんトリー鳥取センター
☎0857-30-5151

10月1日～7日までは 「法の日」週間です

鳥取県弁護士会による無料法律相談（東部地区）が開催されます。

日時 10月24日（火）
午前10時～午後3時

場所 鳥取地方・家庭裁判所

定員 30人程度※当日受付順

【問合せ先】 鳥取県弁護士会
☎0857-22-3912
開催日当日は鳥取地方・家庭裁判所
☎0857-22-2171

第64回鳥取県勤労者美術展 出品作品募集

対象 県内在住又は県内にお勤めの人及び退職者、家族

部門 写真・洋画・日本画・書道

出品点数 1部門につき2点以内、写真は単2点以内又は組1点のいずれか

出品受付期間 10月2日（月）～11月24日（金）※持参の場合は、土日祝を除く。

会期 12月17日（日）～12月24日（日）
※12月18日（月）は休館日

会場 倉吉博物館展示室1～4
（倉吉沖ノ町3445-8）

※原則として全ての作品を展示します。

【申込・問合せ先】

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会
☎0857-27-4188

所定の出品申込書により申込みください。
<http://tottori.rofuku.net/>
（申込書をプリントアウトできます）

あなたの相続手続を応援します 「法定相続情報証明制度」

全国の登記所（法務局）では、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」を始めました。

この制度を利用していただくことで、各種相続手続（相続登記、預貯金の払戻し等）で戸除籍謄本等一式を何度も提出する必要がなくなるという利点があります。

詳しい手続は「法務局ホームページ」をご覧ください。

【問合せ先】 鳥取地方法務局登記部門
☎0857-22-2293